

Title	技術移転におけるマテリアルトランスファーの問題
Author(s)	新保, 斎; 隅藏, 康一
Citation	年次学術大会講演要旨集, 16: 285-288
Issue Date	2001-10-19
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/6647
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

○新保 斎（渡辺特許法律事務所／東大先端研），隅藏康一（政策研究大学院大）

“はじめに”

近年、大学等における学術研究の成果物を社会に広く還元することが望まれ、その枠組みとしての法的・組織的側面が整いつつある。大学等からの技術移転は、古くは東京大学の池田菊苗博士の昆布「うま味」成分がグルタミン酸モノナトリウムである発見に基づく、「グルタミン酸塩を主成分とせる調味料製造法」の特許（明治41年7月25日取得）が技術移転され、「味の素」が誕生したことはあまりにも有名である。このように、大学の研究成果の社会への移転は、人々の生活や産業界に大きな影響を与え、その支援体制のあり方・制度確立については重要なテーマであることは否定できない。

そこで本研究では、知的財産の無体財産権の整備が進んでいる大学等の技術移転制度の中において、制度的な整備が遅れている有形財産の取り扱いについて、技術移転機関における現状を調査しながら、その法的側面を中心に検討した。

“大学等の知的財産の取り扱い・権利帰属問題を中心に”

大学教官の発明の帰属に関しては、従来統一的な見解がなかったため、昭和52年6月に文部省の学術審議会は、「大学教員等の発明に係る特許等の取り扱いについて」の答申をした。この中では、職務発明規定の運用に関して大学教官を民間企業又は国公立の試験研究機関の研究者と同一に適用することは限界があり、職務発明の範囲を定めるにあたっては、学術研究の発展にとって、発明をいかに扱えば特許の有効利用を図り、科学技術を開花させることができるかの政策的観点が必要であるとしている。また、大学の目的は、投下資本に見合う収益をあげることではなく、教育及び学術研究の発展を図ることにある（学校教育法52条）。そこで、原則として大学教官に特許を受ける権利等を帰属させ、例外として明白に応用研究を目的とする研究により生じた発明は大学（国）に帰属させることとした。ちなみに、平成11年度の国立大学等における特許等の帰属状況を見ると発明者に帰属したものが84%と高い。

最近では、大学等の発明の技術移転等を促進するため、1980年に米国で設けられたバイドール法にならって、大学等技術移転促進法、産業活力再生法等の創設や特許法195条5項が改正されている。これを受けて、大学等では技術移転機関（TLO）が設立され、主に教官個人有特許の移転を行っている。

“大学等の有形財産の取り扱いの問題点―権利帰属問題を中心に”

大学の研究においては、無体物たる発明に関連して（又は関連せず）、リサーチツール（実験装置、遺伝子改変マウス）等の有形物を作成することがある。技術移転を受ける企業や

研究者個人にとっては、この有形財産の譲受を望む場合があり、大学においてもこれらリサーチツールへのアクセスの容易は、科学技術の発展・研究の自由を確保する上でも重要である。その一方で、この有形財産の帰属については、債権的権利である特許を受ける権利等と物権たる有形財産を同列に論じてよいのかとの問題もある。

ここで、有形財産の帰属先を判断する上でも、まず大学教官の発明が職務発明であるか否かについて論じなければならない。上述した答申の中で、大学発明は「使用者に帰属させず、大学教官に帰属させる」との文言であり、職務発明であるのか否かは言明をさけているように思われる。つまり、表で示したように同じ個人有でもその判断如何では根拠条文が異なり、有形物の帰属先の判断にも影響を及ぼす。私見としては、大学教官の個人有の発明は職務発明であり、作成した有形物は大学（国）に帰属すると考え、以下にその理由を挙げて説明する。

①、特許に関する権利と有形財産が同時に発生した場合について、それぞれの帰属先を検討する。大学発明が職務発明か否かで有形物の帰属先が異なる。

表

	職務発明である場合	職務発明でない場合
発明に関する権利	個人に帰属(特許法 35 条 1 項)	個人に帰属(特許法 29 条 1 項柱書)
有形財産の所有権	大学に帰属(民 623 条 ・ 雇用の原則)	個人に帰属(民法 246 条 ・ 加工(添付))
大学の有形物の実施(使用)	自由実施可(大学が法定通常実施権を有する)	自由実施不可
有形物を移転	一般に複雑(国有財産法・会計法の適用を受ける)	有形物の所有権は使用、収益、処分可
その他		大学は、不当利得の規定により償金請求可(民 248 条)

すなわち、大学教官の研究活動が職務でないと判断する場合には、そこから生じた有形物も個人有となってしまう、一般的に妥当でないし、税金である研究費から派生した研究成果物の全部を個人有とすることは広く国民に理解が得られるとは考えにくい。従って、大学に帰属させることが妥当性を持ち、さらに帰納的に大学教官の発明行為は職務発明であることが考えられる。

②、大学発明が職務発明であると、法定通常実施権は大学が有することになるが、大学は発明の不実施機関であるので、実施適格者でない大学に職務発明の概念を持ち込むことは不適であるとの見解(2)がある。しかし、現在においては特許に関する権利の財産的価値が向上しており、法定通常実施権の譲渡もできることから、必ずしも大学が実施適格者でなくともよいと思われる。

③、また、「職務」とは従業者が使用者の要求に応じて、業務の一部を遂行を担当する責務であ

る。そこで、自由に研究テーマを自ら定めて進める場合には該当しないとの反論があるが、発明完成が予定され期待されている場合、すなわち発明をなし得る可能性をもつ職務上の地位を有していれば、「職務」となると解されている(3)。

④、さらに、産業技術力強化法 16 条1項1号において、「その特許発明(職務発明(特許法 35 条 1 項に規定するもの)の発明者である大学の学長、教授、助手、(略))」と規定され、教官個人有の発明について、特許法 35 条1項を根拠に個人有であることが明示された。従って、大学教官個人有の発明についても、職務発明であることに一応の決着がついたものと思われる。

このように大学教官の発明行為は、職務であり、雇用の原則から生じた有形財産は大学に帰属するものと思われる(民 623 条)。従って、有形物を恣意的に譲渡等することから生じる利益相反の問題や有形物の譲渡に係る種々の法律問題(製造物責任法、動物保護法等)も大学(若しくは TLO)が一括して行うため、そのコントロールができるものと思われる。さらに、大学が有形物の一括管理をするために、研究者の研究機関の移動に伴う、これらの移転についても従来とは異なり透明性の高いものとなることが期待される。

“2元的な帰属に対する問題”

しかしながら、上記の表で示したように、特許等と有形物がリンクする場合には、それぞれの帰属先が異なることとなる。従って、有形物を特定企業に譲渡した場合に、それに係る特許が教官個人にあるために、その移転作業が煩雑となったり、仮に移転された企業に特許の実施許諾を与えられないと、その有形物の製造・使用等は、特許権者の権利を侵害するものとなり権利関係が錯綜することとなる。

この点、米国・英国では大学発明に係る特許等の権利は、たとえ国からの研究費であっても各大学が有し、有形物と知的財産権の一元管理がなされており、大学の利益相反の問題、法的側面についても TLO 等の専門部署で一括管理することができる。わが国では、大学発明の帰属先が大学(国)と個人と混在しており、また、有形物は大学(国)であると解され、通常一の製品は多くの特許を有することを鑑みると、このように多面的にあることは技術移転の妨げになるように思われる。

“その他の問題”

近年、大学においても大規模な付属研究所や受託研究(遺伝子改変マウスの作成・譲渡)など、国公立研究所等の垣根が失われつつあることも事実である。従って、この2者を区別して、このような問題を論ずる必要はないと思われるが、大学の研究に過度な競争原理を持ち込むことが不適当であることや、研究の自由性が特に重んじられる特徴があることを考慮しなければならない。その基本スタンスの周辺に技術移転による社会の貢献があるように考える。

例えば、「制限酵素を利用した組換え DNA」の発明は、スタンフォード大学のコーエンらによって特許出願(US 特許 4237224 等)され、その特許権は大学に譲渡された後に、大学の方針から広く研究者に利用され今日のバイオ技術の発展を牽引した一因である。また、北里研究所の大村氏の「エパーメクジン」の特許開放によりアフリカ風土病から人々を救

った事例もある。このように、大学特許のあり方に対するポリシーが最も重要で、これらの基本スタンスを確立・維持しながら、特許、有形財産の技術移転ができる枠組みを確立すべきであると考えている。

引用文献

- (1) 大村正義「大学特許の問題をめぐって」科学朝日 67 年 11 月号、p 125
- (2) 東京地裁 昭 38 年 7 月 30 日判決、昭 33 (ワ) 第 9523 号